

●議事日程第1日 7月5日（火曜日）

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第11号 平成28年度飯塚地区消防組合補正予算第1号
- 第4 議案第12号 飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第13号 飯塚地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第14号 飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第15号 飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第16号 飯塚地区消防組合職員の退職管理に関する条例
- 第9 議案第17号 飯塚地区消防組合手数料条例の全部を改正する条例
- 第10 議案第18号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第19号 財産の取得・化学消防ポンプ自動車
- 第12 議案第20号 財産の取得・高規格救急自動車
- 第13 報告第1号 専決処分の報告
- 第14 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 0 4 分 開会

△開会

○臨時議長（鯉川 信二）

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 8 年第 2 回飯塚地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

△会期の決定

○議長（鯉川 信二）

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、7 月 5 日、1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、7 月 5 日、1 日と決定いたしました。

△議案付議

○議長（鯉川 信二）

次に、議案第 1 1 号「平成 2 8 年度飯塚地区消防組合補正予算第 1 号」を議題とします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第 1 1 号「平成 2 8 年度飯塚地区消防組合補正予算第 1 号」について、ご説明申し上げます。

お手元の平成 2 8 年度補正予算書をご覧ください。今回の補正予算は、飯塚消防署建設工事の工程の変更により行うものでございます。

1 ページをお開き願います。

第 1 条で継続費を規定し、地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は「第 1 表継続費」によるものとし、第 2 条で繰越明許費の補正を規定し、既定の繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」によるものといたしております。

次のページをお開きください。

第 1 表継続費、3 款消防費、1 項消防費、事業名 飯塚消防署建設工事設計委託、総額 8, 1 0 0 万円、委託年度は、平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までの 3 年度とし、年割額は平成 2 8 年度が 3, 2 4 0 万円、平成 2 9 年度が 2, 2 6 8 万円、平成 3 0 年度が 2, 5 9 2 万円といたしております。

次に第 2 表繰越明許費補正の変更は、3 款消防費 1 項消防費 事業名 飯塚消防署建設工事設計委託、補正前金額 6, 3 6 0 万 4 千円、及び飯塚消防署造成工事設計委託、補正前金額 1, 2 4 8 万 1 千円につきましては、補正後金額をゼロとさせていただいております。

これは、飯塚消防署建設工事設計委託及び飯塚消防署造成工事設計委託をそれぞれ年度内の

完了が見込めない事業として繰越明許費を設定しておりましたが、工程の変更により、飯塚消防署建設工事設計委託の事業工期が2年度から3年度に延びたことで、飯塚消防署現況測量委託及び飯塚消防署造成工事設計委託を飯塚消防署建設工事設計委託に含めた上で、繰越明許費から継続費へ変更したものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

継続費の説明書として、継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を作成いたしております。

内容は、記載のとおりでございます。

なお、歳入歳出予算につきましては、款、項の金額に変更がございませんので補正を行っておりません。

以上で議案第11号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

○議長（鯉川 信二）

議案第11号「平成28年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第12号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第12号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」について、提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため提出するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

次のページをお開き願います。

まず、第3条第7号中「審査請求」の次に、「再調査の請求」を加え、次に、第19条第2項第4号中「ことのある」を削るものでございます。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第12号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第12号「飯塚地区消防組合行政手続条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号「飯塚地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第14号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」、議案第15号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」の3議案につきましては、一括審査とします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第13号「飯塚地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第14号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」及び議案第15号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」以上3件の議案につきましては、いずれも行政不服審査法の施行に伴い、関係規定を整理するため提出するものでございます。提案理由と改正内容に関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

まず、各条例に共通する改正として、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、審査請求のできる期間を「60日」から「3月」に改めるものでございます。

次に、行政不服審査法の施行及び法律番号を、昭和37年法律第160号から、平成26年法律第68号に改め、公開する情報の形態の中に「ディスク」を加えたほか、文言の整理を行っております。

次に、各条例の改正部分を新旧対照表によりご説明いたします。

5ページをお開き願います。

議案第13号「飯塚地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」にあつては、まず「目次」の改正を行い、次に第2条、第11条、第13条、次のページをお開きください。第

5章の章名、第16条、第17条、及び次のページをご覧ください。第18条の改正を行っております。6ページに戻っていただきまして、新たに、第16条第2項として、情報公開決定等に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないことを規定しております。附則により、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

次に、議案第14号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

10ページの新旧対照表をご覧ください。

同条例につきましても、まず目次の改正を行い、第2条、第21条、第22条、次のページをご覧ください、第6章の章名、第23条、次のページをお開きください。第24条、第25条、及び次のページをご覧ください。第38条の改正を行っております。

12ページに戻っていただきまして、新たに、第23条第4項として、請求に対する決定等に対する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないことを規定しております。

附則により、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

次に、議案第15号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

15ページの新旧対照表をご覧ください。

同条例につきましても、第1条におきまして、文言の整理を行ったほか、前2件の条例と同様に第6条、次のページをお開きください。第7条、第8条、第9条、第12条及び第13条の改正を行っております。

附則により、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第13号「飯塚地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第14号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」及び議案第15号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論を終結いたします。

採決いたします。議案第13号「飯塚地区消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第14号「飯塚地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」、議案第15号「飯塚地区消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」の3議案を可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（鯉川 信二）

次に、議案第16号「飯塚地区消防組合職員の退職管理に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第16号「飯塚地区消防組合職員の退職管理に関する条例」について、提案理由と条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再就職者による依頼等の規制及び飯塚地区消防組合職員の退職管理の適正を確保するため、提出するものでございます。

まず、第1条は条例の趣旨規定でございます。

次に、第2条は「再就職による依頼等の規制」に関する規定であり、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止するという内容でございます。具体的な内容につきましては、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに、離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、その職についていた時の職務に関して、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することを禁止することを定めたものでございます。

次のページをお開きください。

次に、第3条は、「任命権者への届出」に関して規定しております。内容は、条例により規定する必要がある「再就職情報の届出」に関する事項を定めたもので、管理する地位にあった職員として規則で定めるものに就いていた職員は、離職後2年間、日々雇い入れられた者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定める事項を任命権者に届出なければならないことを規定するものでございます。附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で議案第16号「飯塚地区消防組合職員の退職管理に関する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第16号「飯塚地区消防組合職員の退職管理に関する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第17号「飯塚地区消防組合手数料条例の全部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

◎鬼丸消防長

議案第17号「飯塚地区消防組合手数料条例の全部を改正する条例」について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお開き願います。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。

改正前の条例におきましては、消防法、危険物の規制に関する政令及び飯塚地区消防組合火災予防条例に規定する危険物施設等の許可申請等手数料は別表で定め、被災証明等の証明手数料につきましては、第3条本文中において定めておりましたが、行政不服審査法の施行により、新たに同法に基づく手数料を条例で定めることが必要となりましたので、今回、各手数料を別表に整備するものでございます。

まず、第1条につきましては趣旨規定でございます。

次に、第2条において、手数料を徴収する区分、名称及び金額を、別表に掲げるとおり定めることといたしております。

次に、第3条で手数料の算定、第4条で納付の時期、次のページをお開きください。

第5条で手数料の不還付を定めております。

次に、第6条「手数料の減免」につきましては、新たに第2項で、行政不服審査法の規定に基づく提出書類、資料等の交付に係る手数料の減免に関する規定を定めております。

次に、第7条で請求の拒否、第8条で委任について定めております。

次に、別表の改正でございます。

第1号、行政不服審査関係、今回、新たに定められた部分で、行政不服審査法第38条第1項に規定する提出書類等の交付の際、乾式複写機による写しの金額を定めております。

次のページをご覧ください。第2号証明書関係、第3号危険物施設等の許可申請等関係につきましては、従前どおりの金額で、変更はあっておりません。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第17号「飯塚地区消防組合手数料条例の全部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第17号「飯塚地区消防組合手数料条例の全部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第18号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第18号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の38ページをお開き願います。

本案は、建物を利用する住民自らが防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図る目的から、建物の重大な消防法令違反等の危険性に関する情報を入手できるよう、当該建物の違反内容等を公表する火災予防条例(案)が示されたことに伴い、これに準じて関係規定を整備するため提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

39ページをご覧ください。

第46条の次に第46条の2を加えるものであります。第46条の2第1項で 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることといたしております。

第2項において消防長は、公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものといたしております。

第3項は、第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めることし、附則におきまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第18号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鯉川 信二)

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

討論を終結いたします。採決いたします。議案第18号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号「財産の取得・化学消防ポンプ自動車」を議題とします。提案理由の説

明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第19号「財産の取得・化学消防ポンプ自動車」の提案理由と取得する財産について、ご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開き願います。本案は、飯塚消防署に配置する化学消防ポンプ自動車を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定、及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例の規定に基づき提出するものでございます。

取得財産につきましては、化学消防ポンプ自動車Ⅱ型1台を7,074万円で、愛知ポンプ工業株式会社から、購入しようとするものでございます。

契約の方法は、指名競争入札で、5月24日に指名業者4社で入札を行いました。

なお、入札結果及び経過は、お手元に配布いたしております議案資料のとおりでございます。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第19号「財産の取得・化学消防ポンプ自動車」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号「財産の取得・高規格救急自動車」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。鬼丸消防長。

◎鬼丸消防長

議案第20号「財産の取得・高規格救急自動車」の提案理由と取得する財産について、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

本案は、飯塚消防署庄内派出所に配置する高規格救急自動車を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定、及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例の規定に基づき提出するものでございます。

取得財産につきましては、高規格救急自動車1台を3,340万4,400円で、福岡トヨタ自動車株式会社飯塚店から、購入しようとするものでございます。

入札にあたり、当該高規格救急自動車は、ぎ装を必要とする特殊車両であるため、対応できる業者がトヨタ自動車と日産自動車の2社に限られることから今回その2社を指名したところ、日産自動車が入札を辞退したことにより、競争入札に付することが困難なため、地方自治法施

行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約といたしております。

本事業の入札結果及び経過は、お手元に配布いたしております議案資料のとおりでございます。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鯉川 信二）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第20号「財産の取得・高規格救急自動車」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、報告第1号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」を議題とします。

報告事項について説明を求めます。井上桂川署長。

◎井上桂川署長

報告第1号「専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について、ご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、平成28年5月23日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び43ページの図に記載のとおり、平成28年4月25日午後4時11分頃、桂川町大字吉隈で発生した救急事案に支援隊として出動した際、国道200号バイパスを走行中、新茶屋交差点の信号が赤で2車線が塞がれていた状態であったため、右折専用車線に入り交差点を左折しようとしたところ、追い越し車線に停車中の大型トラックの運転席側アンダーミラーに消防車の助手席側ドアミラーが接触し、大型トラックのアンダーミラーを破損させたものでございます。

事故の原因は、緊急走行時の安全確認が不十分であったことが原因でございます。

過失割合は消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、4,860円を賠償金として支払うものでございます。

詳細につきましては、6損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございます。

なお、消防組合が支払う損害賠償額4,860円は、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。

す。どうも申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

次に、報告第2号「繰越明許費繰越計算書の報告」を議題とします。

報告事項について説明を求めます。笹尾総務課長。

◎笹尾総務課長

報告第2号「繰越明許費繰越計算書の報告」について、ご説明申し上げます。

議案書の44ページをお開き願います。

この報告は、平成27年度飯塚地区消防組合予算の経費に繰越明許費を設定いたしてまいりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

その内容は、45ページの平成27年度飯塚地区消防組合繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、3款消防費1項 消防費の庁舎建設工事設計業務委託料に、年度内の完了が見込めない事業として繰越明許費を設定いたしてまいりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、3千62万3千円を平成28年度へ繰り越したものでございます。

以上で、報告第2号「繰越明許費繰越計算書の報告」の説明を終わります。

○議長（鯉川 信二）

報告事項に対する説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

△署名議員の指名

○議長（鯉川 信二）

次に、署名議員を指名いたします。

6番 中嶋廣東議員、11番 田中博文議員。

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、平成28年第2回飯塚地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。おつかれさまでした。

午後2時35分 閉会

●出席及び欠席議員

(出席議員 13名)

1番	鯉川信二	8番	坂口政義
2番	宮原由光	9番	兼本芳雄
3番	田中秀哲	10番	秀村長利
4番	原中政廣	11番	田中博文
5番	竹本慶吉	12番	道祖満
6番	中嶋廣東	13番	坂平末雄
7番	田中日本明		

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	坂田潤治
〃	徳永進一郎
〃	吉田達郎
〃	沖俊二
〃	利光良平

●説明のため出席した者

組合長	齊藤守史
副組合長	赤間幸弘
副組合長	井上利一
会計管理者	長野文彦
消防長	鬼丸徳寿
総務課長	笹尾清隆
予防課長	藤川伸之
警防課長	藤川啓司
飯塚消防署長	大谷繁憲
飯塚署副署長	打田雅彦
山田消防署長	大塚正道
桂川消防署長	井上正明
総務課長補佐兼企画財政係長	篠崎太望
予防課長補佐	松岡春樹
警防課長補佐	横江浩
総務課会計係長	梶嶋博徳